

都留市長選挙

十二月七日の任期満了に伴う市長選挙は、十一月十四日(日)が投票日です。

この選挙は、公職選挙法により十一月七日告示となります。

有権者の皆さん、棄権することなく、また投票は他人に左右されることなく、自らの意志で立派な代表者を選びましょう。

〇日程

告示日(立候補受付)

11月7日(日)

投票日

11月14日(日)

〇投票のできる人

昭和四十八年十一月十五日以前に生まれた日本国民で、今年

の八月六日以前から都留市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる人です。

〇投票のできない人

法律で定められた欠格事項の該当者、今年の八月七日以降に転入の届け出をした人、投票日までに市外へ転出した人は投票できません。

〇不在者投票

投票日に仕事や旅行で出かける人、出産や病気で入院予定の人、その他やむを得ない事情で投票日に投票できない人は不在者投票ができます。

不在者投票は十一月七日から投票日の前日十一月十三日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所二階の会議室で受け付けます。

印鑑と入場券(届いた人)をお持ちください。

このほか、入院先の病院内で不在者投票をすることができ、病院もありませんので、病院長または選挙管理委員会にお尋ねください。

〇投票所の変更について

今回の選挙から第七投票区(平栗、厚原、加畑およびサンタウン平栗の自治会の有権者)の投票所が今までの旧宝小学校平栗分校から厚原自治会館に変更になりますので注意してください。

〇投票所入場券

投票所入場券は郵便でお届けします。受け取りましたら氏名、投票時間等を確認し、投票日に投票所へ持参してください。

平成5年秋季火災予防運動

統一標語

『防火の輪 つなげて広げて なくす火事』

11月9日～15日

これから寒さも一段と増し、暖房器具など、火を使う機会が多くなります。火の取り扱いに十分気を付けて、火災による焼死事故や貴重な財産の損失を防ぎましょう。

《火の用心7つのポイント》

- 1 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供はマッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに、燃えやすいものを置かない。
- 6 風呂の空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

火事だ！救急だ！
さあ、
こんな時は
119番ですね
11月9日は「119番の日」

火事や救急は、突然です。そんな時、「あわてて何もできなかった」ということにならないためにも119番のかけ方をマスターしておきましょう。

消防署です。火事ですか、救急ですか？

火事です。(または救急です。)

場所は、どこですか？

都留市上谷〇丁目〇番地の

〇号〇〇ビル(〇〇)です。

近くに目標となるものはありますか？

〇〇の(南側)です。 ※サイレンが聞こえたら案内に出てきてください。大変助かります。

山梨県最低賃金が

10月1日から

改正されました

山梨労働基準局では、山梨県下の全産業、全労働者に適用される「山梨県最低賃金」を一日四、五三七円(現行四、四〇一円：引上額一三六円)、時間給五六八円(現行五五一円：引上額十七円)に改正し、十月一日から実施しています。

寄付 (敬称略)

老人福祉のために
都留市中央2-4-7
小林利男
三十万円

問合先 山梨労働基準局賃金課
☎0555(52)4856

山梨労働基準監督所
☎(43)21195

農家の皆さん、毎日ご苦労さまです

『承知のとおり本年は、低温、多雨、日照不足のため農作物に大きな影響が出ています。特に、『米』については大幅な減収が懸念されています。

人の命に係わる食料は、安全で安定的な供給が必要となっています。

現在、三年続きの不作のために米の政府在庫は、低くなっていますが、供給にはなんの心配はありません。

このような状況をご理解いただき次の点についてご協力をお願いします。

一、本年の作柄は非常に遅れていますが、大切なお米は適期収穫と適正な乾燥に努めてください。

二、農家の皆さん、自家用米を除いて全量出荷物にご協力をお願いいたします。

三、消費者の皆さんお米は知事の許可店から購入してください。四、米の不正規流通の情報は、直ちに通報してください。

郡内地区適正集荷推進協議会
山梨食糧事務所都留支所(業務課)

☎(43)1441

南都留地方振興事務所

(産業振興課) ☎(43)1511

北都留地方振興事務所

(産業振興課) ☎(43)1481